

第484回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和6年1月11日(木) 10:00～10:15

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第484回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思えます。

それでは、議題の1「託送供給等約款の変更認可申請の審査について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく申し上げます。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料3について御説明いたします。

昨年12月6日付で、経済産業大臣から託送供給等約款の変更認可申請についての意見の求めがあったところです。

沖縄電力株式会社の申請書類の補正などについて、先般御議論いただいているところですが、その後、改めて料金制度専門会合におきまして審査を行いました。審査の結果につきましては、2ページ目32行目以降に記載があります。

発電側及び需要側への費用配賦につきましては、規則に基づき適切に行っている。発電

側課金単価等の設定についても、規則等に基づき適切に算出している。割引エリアについても適切に設定しており、それを踏まえて割引額を計算しているという審査結果です。

レートマークにつきましては、需要想定については現行の需要側託送料金の算定に用いたものと同じのものを用いて単価を設定していると確認しております。それらを踏まえて、収入の見通しを上回らないことの確認についても行っております。

こうした審査を踏まえて、各事業者とも一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則等を踏まえた対応が適切になされており、また、電気事業法第18条第3項各号に照らし、問題がないと、こういう結論になりました。

なお、この料金制度専門会合における審査に当たりましては、今般の申請に関して資源エネルギー庁宛てに提出された、いわゆる国民の声の意見も考慮しております。これは別添4という形でつけております。今回、事務局の側で回答案を作成したものは5件になります。

簡単に御紹介しますと、1件目は、発電側課金の制度につきまして、FIT/FIPを発電側課金の対象外とするのは公平性を欠くという御意見でして、これにつきましては資源エネルギー庁の審議会でいろいろ比較検討の上、こういうことになったという見解をまとめております。

それから発電側課金の単価について、試算値と変わっているという御指摘をいただいておりますけれども、これにつきましては昨年6月の制度設計専門会合で一旦試算値として早期の情報提供を行ってきたものと実際の申請額が違うという事情を御説明しております。

その他、計算が合っているのかというような御指摘もいただいておりますが、それは合っているということを確認しております。

それから、発電側課金の代理回収についてということで詳細な御意見をいただいております。まして、この発電側課金については、いわゆる発電量調整供給契約、発調契約に基づく発電契約者が発電側課金を代理回収するのですが、その約款上の位置づけであるとか、そういうことについて御質問をいただいております。

これは、発電契約者が一般送配電事業者に代理して、こうした料金の回収の委託業務を行うということでありまして、発電事業者と契約を結んだり、料金を受け取ったりということをするようになります。その旨、回答しております。

それから、需要側託送料金のレートマークについてということで、基本料金を下げたほしいという御意見をいただいておりますけれども、約款料金算定規則などではルールが特

段なく、事業者において設定するというにしております。それで、ここにつきましては、料金制度専門会合においても、こうした意見も御紹介の上、御審議いただきましたが、現行のレートメークについて特段異論はなかったところでありまして、今現在、回答案について書いておりますけれども、本委員会においても特段問題がなければ、問題がないと整理されましたということで回答案を作成したいと思います。

それから、料金改定影響についても御指摘いただいております。託送料金がどうなるかということは計算できるのですが、今回の発電側課金の導入を踏まえて、最終的に支払う電気料金がどうなるかという点については、それぞれ小売電気事業者によって違いがありまして、一概には言えないところですが、若干の変動が生じる可能性がありますという回答にしております。

そのような御意見と回答案を作成しているところです。これについて、問題がなければ、63行目以下ですが、①から③の点については料金制度専門会合における審査結果を踏まえること、④と書いてありますのは約款に関する一般規定の部分ですが、前回、本委員会において御議論いただきました。①～③と④を含む申請全体について、審査結果を取りまとめたいと考えております。審査結果については別添1としてつけております。結論といたしまして、法律の要件に照らし適合していると認められるという回答になっております。それを別添2の形で、経済産業大臣に別紙のとおり回答することとしたいと考えております。

68行目です。申請の認可がなされた場合、各一般送配電事業者は、法律に基づき約款を公表することになりますし、この申請については本年4月1日実施予定となっております。この実施をもって、期中調整の結果が反映されるとともに、発電側課金が導入され制度が開始されることとなります。

事務局からの説明は以上になります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として託送供給等約款の変更認可申請について、認可することに異存がない旨を経済産業大臣に意見回答したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、下津取引監視課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 では、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針につきまして、資料4に基づきまして御説明をいたします。

冒頭、四角の中、趣旨というところでございます。昨年12月22日でございますが、みなし熱供給事業者であります芦屋浜エネルギーサービス株式会社から経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われまして、経済産業大臣から当委員会に、認可に係る意見聴取がございました。当該意見聴取への対応方針につきまして、御審議いただきたいということでございます。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社でございますけれども、1. 経緯のところ、(参考)としておりますが、昭和52年に設立の会社でございます。資本金は5,000万円、従業員数は、昨年3月末時点での数字ですけれども、8名となっております。

変更認可申請地区ですけれども、兵庫県芦屋市にあります芦屋浜高層住宅地区でございます。需要は、こちらも昨年3月末の数字でございますが、住宅用としては2,520件、業務用としましては2件となっております。

供給熱媒体は、住宅用は温水、業務用は温水と蒸気となっております。

熱発生機器は、都市ガスを使ったボイラーでございます。

2. 申請の概要につきましては、資料4-1にまとまっておりますので、そちらで御説明をさせていただければと思います。資料4-1でございます。

8/40ページでございます。こちらに記載されておりますけれども、芦屋浜エネルギーサービスが直近で熱供給規程を改定しましたのが平成元年となるわけですけれども、前回の改定時期である平成元年から需要が大幅に減少していると、そしてまた、世界的なエネルギー価格の高騰による燃料費の高騰、こうしたことを背景といたしまして経営の安定化を図るとともに、安定した熱を安全に供給し続けるために値上げの申請をするということでもございました。

熱料金の値上げ幅でございます。こちらは16/40ページでございます。今回原価と今回

の需要想定を基に、現行料金から求めた熱料金収入との不足額を熱料金値上げ幅として申請するというところでございまして、45%の値上げ幅ということでございます。

資料は本文2ページに戻らせていただきます。3. 審査の進め方、そして、4. 審査における論点でございますけれども、これまで同様の指定旧供給区域熱供給規程の認可に係る審査と同様に、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領等々を踏まえまして、事務局において審査を行いたいと考えております。

その際には、こちら資料4-3ということで用意しておりますけれども、39/40に記載の論点、例えばですが、原価算定期間の設定は合理的か等々の論点について審査を行いたいと考えております。標準処理期間は1か月とされておりますところ、迅速に審査を行いまして、審査の結果が出ましたら、再度本委員会に上程させていただき、御審議いただくことを予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。事務局におかれましては、この方針で進めていただきますよう、お願いいたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「託送供給等約款の変更認可申請に係る補正について（沖縄電力株式会社）」及び「令和6年能登半島地震に伴う災害に係る特定小売供給約款等の特例認可等について」につき、1月5日付で認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答等をしております。

議事録につきましては、出来次第お送りしますので、御確認のほど、よろしくお願

たします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

—了—